



令和2年6月17日

【照会先】

兵庫労働局雇用環境・均等部指導課

課長 木村智光

課長補佐 鳥海晃司

労働紛争調整官 増田乾成

(電話) 078-367-0820

報道関係者 各位

「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」における相談状況について（第5報）

～労働相談総数は減少傾向にあるものの、事業主からの相談は高止まりの状況～

兵庫労働局（局長 荒木祥一）では、本年2月14日から「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」を開設しておりますが、本年6月12日時点における相談状況を取りまとめましたので、公表します。

1. 相談件数

27,198 件（詳細は別表のとおり）

2. 相談者の内訳

事業主 18,124 人（69.6%）、労働者 4,618 人（17.7%）、

社会保険労務士 1,963 人（7.5%）

3. 相談内容

雇用調整助成金 16,543 件（60.8%）、休業（休業手当等）4,376 件（16.1%）、

賃金 1,105 件（4.1%）、解雇・雇止め 923 件（3.4%）、休暇 503 件（1.8%）

4. 業種

製造業 3,742 人、飲食業 3,686 人、卸小売業 2,636 人、医療・福祉業 1,214 人

5. 相談の傾向

緊急事態宣言が解除されて以降、労働相談は減少傾向にあり、1日平均300件のペースで推移している。飲食業や卸小売業を営む事業主からの雇用調整助成金の申請手続きに関する相談が多い。また、労働者からは賃金月額が兵庫県最低賃金（1時間899円）を下回る、本人の同意なく、賃金を一方的に引き下げられたといった相談や解雇など生活に関わる深刻な内容が多い。

6. 今後の兵庫労働局の取組

今後も相談内容を丁寧に聞き取り、労働関係法令の的確な説明、個別労働紛争解決促進制度の活用によりトラブルの解決を図る。また、法違反が疑われる場合の所轄部署への確実な取次ぎや、国による各種支援策の情報提供等に努めていく。

なお、雇用調整助成金の助成上限額を1人1日あたり15,000円へ引き上げるとともに、解雇等せず雇用の維持に努めた中小企業への助成率を100%に拡充する等、手厚い支援を図ることとしている。また、助成金の緊急対応期間を令和2年9月30日まで延長し、引き続き、雇用を維持する企業を支援していく。

「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」を開設しました。

兵庫労働局は、新型コロナウイルス感染症にかかる労働問題（労働条件、安全衛生、雇用の維持・確保に関する助成金等）に関する特別相談窓口を令和2年2月14日より開設しています。

また、利用者の皆さまに來庁いただくことなく、電話による労働相談、電子申請・郵送での各種届出・申請が可能ですので、積極的な活用をお願いします。

1 兵庫労働局総合労働相談コーナー 電話 078-367-0850

（神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー15階 指導課内）

＜受付時間＞ 9時00分～17時00分 ※土日祝除く

＜相談内容＞ 新型コロナウイルス感染症の影響による一般的な労働相談

各労働基準監督署の総合労働相談コーナーにも特別相談窓口を設置しています。

☆働く妊婦の方の母性健康管理措置を適切に図るよう、男女雇用機会均等法に基づく指針が改正されています。また、母性健康管理措置による休暇取得支援助成金も新設されています。

☆労働者が安心して休めるよう、特別休暇制度を設ける際の具体的な手続きについては、兵庫労働局の雇用環境・均等部指導課にお問い合わせください（電話 078-367-0820）。「働き方・休み方改善コンサルタント」による、特別休暇の導入にあたってのコンサルティングも実施しています（無料）。

2 ハローワーク助成金デスク（兵庫労働局職業安定部職業対策課） 電話 078-221-5440

（神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル5階）

＜受付時間＞ 8時30分～17時15分 ※土日祝除く

＜相談内容＞ 雇用の維持・確保に関する助成金に関する相談

☆各ハローワーク（出張所除く）にも相談窓口を設置しています。

☆雇用調整助成金に関する相談については、現在ご相談のため来客されている方が殺到している状況の中、待合席等での新型コロナウイルスの集団感染を防止するため、**予約制**にて相談を承っております。ご予約については、ハローワーク助成金デスク（078-221-5440）までお問い合わせください。

☆厚生労働省ホームページに雇用調整助成金の動画解説がご覧いただけますので、ご視聴ください。

3 その他の相談窓口

労働問題以外の相談については、厚生労働省では以下の相談窓口を設けています。

厚生労働省の電話相談窓口 電話 0120-565653（フリーダイヤル）

今般の新型コロナウイルス感染症の発生について、電話相談窓口を設置しております。

＜受付時間＞ 9時00分～21時00分（土日祝日も実施）

帰国者・接触者相談センター

発熱や咳などの症状がある方については、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」にて相談を受け付けております。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金等の申請に関する問い合わせを受け付けています。

＜電話番号＞ 0120-60-3999（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 9時00分～21時00分（土日祝日も実施）

<参 考>

		2/14～6/12 (第 5 報)	4/29～5/20 (緊急事態 宣言解除前)	5/21～6/12 (緊急事態 宣言解除後)	緊急事態 宣言前後の 増減率
相 談 者	合計	26,053 人	7,997 人	6,626 人	-17.1%
	事業主	18,124 人	5,275 人	5,152 人	-2.3%
	労働者	4,618 人	1,307 人	1,023 人	-21.7%
	社会保険労務士	1,963 人	909 人	267 人	-70.6%
	労働者の家族・知人	444 人	121 人	90 人	-25.6%
	その他（地方自治体・経営団体等）	904 人	385 人	94 人	-75.6%
相 談 内 容	合計	27,198 件	8,330 件	6,806 件	-18.3%
	雇用調整助成金	16,543 件	5,326 件	4,974 件	-6.6%
	休業（休業手当等）	4,376 件	1,191 件	816 件	-31.5%
	賃金	1,105 件	423 件	234 件	-44.7%
	解雇・雇止め	923 件	307 件	215 件	-30.0%
	休暇（年次有給休暇含む）	503 件	102 件	74 件	-27.5%
	その他（労働時間・安全衛生等）	3,748 件	981 件	493 件	-49.7%
業 種	合計	26,053 人	7,997 人	6,626 人	-17.1%
	製造業	3,742 人	983 人	1,055 人	7.3%
	飲食業	3,686 人	1,324 人	950 人	-28.2%
	卸売・小売業	2,636 人	862 人	629 人	-27.0%
	医療・福祉業	1,214 人	350 人	276 人	-21.1%
	宿泊業	822 人	238 人	216 人	-9.2%
	道路貨物運送業	394 人	109 人	133 人	22.0%
	労働者派遣業	390 人	102 人	78 人	-23.5%
	道路旅客運送業	380 人	121 人	78 人	-35.5%
	その他（業種不明含む）	12,789 人	3,908 人	3,211 人	-17.8%

新型コロナウイルス感染症の影響による労働相談事例

事例1 「解雇・雇止め」にかかる使用者からの相談（業種：宿泊業）	
概 要	県内にて、宿泊施設を経営しているが、兵庫県の緊急要請では、宿泊施設は「社会生活を維持する上で必要な施設」として休業要請対象外とされた。しかし、宿泊客が全く来ず開店休業状態であるため、ついに人件費カットすべく一部の仲居に「5月末日を以って解雇する」と通告した。社宅を退去するよう言っているが、なかなか退去してくれそうにない。
事例2 「解雇・雇止め」にかかる労働者からの相談（業種：飲食業）	
概 要	飲食店で調理担当のパートタイマーとして勤務していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが落ちた影響で、全員に解雇が通告された。事業主からは、定期賃金及び解雇予告手当は法令に基づき適切に支払うとの説明であったが、賃金支払日が到達しても払われない。また、会社がすみやかに離職手続きを行ってくれないので、失業給付の受給が遅れて、生活が困窮している。
事例3 「雇用調整助成金」にかかる労働者からの相談（業種：(1)宿泊業／(2)道路旅客運送業）	
概 要	(1) 労働基準法で定める休業手当として平均賃金の6割が支払われたが、思いのほか金額が低かった。雇用調整助成金の特例措置では、「休業手当の6割を超える部分は国が 100%助成する」わけであるから、支給割合を6割以上とすべく、会社と交渉してもいいだろうか。 (2) 会社は「雇用調整助成金が支払われない限り、休業手当は支払わない」と強硬な姿勢だったが、労働基準監督署から「休業手当は、労働基準法で定められており、労働条件の最低基準として遵守しなければならない」「休業手当は労働基準法で定める『賃金』に該当し、労働基準法第 24 条に基づき、毎月1回以上、一定の期日を決めて支払わないといけない」と会社に助言してもらったので、適切に休業手当が支払われ、雇用調整助成金も申請、国からすみやかに支給されたようである。
事例4 「休業手当」にかかる労働者からの相談（業種：(1)(2)小売業／(3)飲食業）	
概 要	(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、店舗を開けることの是非について社内アンケートを行った結果、「感染が怖いから出勤したくない」との声が従業員側から多数あり、店舗を休業することとなった。その後、賃金支払日に支給された給料明細を確認したところ、労働基準法で定める休業手当が支払われていなかった。そこで、事業主に確認したところ、「従業員の意思で休業となったわけであるから、休業手当は支払う義務はない」と言われた。法的に支払う必要はないのか確認したい。

概 要	(2) 令和2年4月1日付けで採用が決まっていたが、政府の緊急事態宣言を受けて、採用時期が延期されている。入社に向けて転居し無収入の状態が続いており、もう待てない。会社都合で仕事ができないのであるから、何かしらの金銭補償を求めたい。 (3) 休校になった子どもの面倒を見るため、会社をしばらく休んでいたが、6月1日から小学校が再開されることになり、勤務することが可能になったので、職場に復帰するべく、6月1日以降の希望シフトを伝えたところ、上司から「すでにシフトは確定している。次回のシフトから考慮する。」と言われた。すぐに働くことはできないのか。
事例5 「賃金」にかかる労働者からの相談（業種：(1)道路旅客運送業／(2)製造業）	
概 要	(1) 兵庫県の緊急要請では、公共交通機関は「社会生活を維持する上で必要な施設」として休業要請対象外とされているため、勤務先のタクシー会社は平常時と同じ勤務体制であるが、タクシー利用者は激減している。会社は給与体系として完全歩合制を採用しているが、売り上げが伸びないことから、毎月の収入が兵庫県最低賃金(1時間899円)未満となってしまった。しかも、社会保険料の自己負担分もあるため、差し引くとマイナス給与となる。生活に困っているので、救済措置を教えてほしい。 (2) 夫の勤める会社が、新型コロナウイルス感染症の影響で業績が悪化し、賃金の引き下げを迫られている。会社からは「給料が下がった後に離職となると失業保険の金額も下がるから、退職するなら今のうちだよ。」と、暗に退職勧奨も受けている。本人としては離職したくないので、このまま賃金引き下げに応じるほかないのだろうか。

雇用調整助成金の受給額の 上限を引き上げます

受給額の上限を引き上げます

(1人あたり日額 8,330円⇒15,000円)

企業規模にかかわらず、
すべての事業主に適用

解雇等せず雇用の維持に努めた中小企業への助成率を
10/10 (100%) に拡充します

- 令和2年4月1日から9月30日までの期間を1日でも含む賃金締切期間（判定基礎期間）が対象です
- すでに受給した方・申請済みの方にも適用されます（裏面へ）
- これから支給申請を行うものは、厚労省HPの様式をご活用ください
- 雇用調整助成金だけでなく、緊急雇用安定助成金も対象です

<様式はこちら>



「解雇等をせず雇用維持に努める」とは

- ・ 令和2年1月24日から賃金締切期間（判定基礎期間）の末日までに、解雇等を行っていないこと（解雇とみなされる有期雇用労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含みます。また、新型コロナウイルス感染症を理由とする解雇も含まれます）
- ・ 賃金締切期間（判定基礎期間）の末日時点の従業員数が、令和2年1月24日から賃金締切期間（判定基礎期間）の末日までの各月末時点の従業員数の平均の5分の4以上であること

（裏面へつづく）

追加支給について

支給申請はお済みでまだ支給決定されていない事業主の方

- 追加支給の手続きは「不要」です
- 差額（追加支給分）も含めて支給します

※ 審査の状況によっては、差額（追加支給分）を令和2年7月以降順次お支払いする場合があります。

すでに支給決定された事業主の方

- 追加支給の手続きは「不要」です
- すでに支給した額との差額（追加支給分）は後日支給します
差額（追加支給分）は令和2年7月以降順次にお支払しますので、
今しばらくお待ちください

支給申請がお済みの事業主の方で、過去の休業手当を見直し（増額し） 従業員に対し、追加で休業手当の増額分を支給した事業主の方

- 追加支給の手続きが「必要」です
- 令和2年9月30日までに次の書類をご提出ください
「再申請書（様式）」、「支給要件確認申立書（様式）」
「支給決定通知書の写し」、「増額した休業手当・賃金の額がわかる書類」
「休業させた日や時間がわかる書類（対象労働者を増やした場合）」

＜様式はこちら＞



現在、非常に多くの申請をいただき順次審査をしていることから、お問い合わせを
いただいても、個別の手続きの状況や支給決定日などをお示しできない状況です。

大変申し訳ございませんが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

また、追加支給を希望しない場合は、お手数ですが、下記「申請・お問い合わせ先」
までご連絡ください。

申請・お問い合わせ先

都道府県労働局・ハローワーク

ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局 職業安定部職業対策課（助成金センター）
およびハローワークまでお問い合わせください。

雇用調整助成金

検索



新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金をご活用ください

令和2年2月27日から9月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、**有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！**

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校などに通う子ども

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

* 詳細は裏面をご参照ください

➡ 事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようお願いします。

助成内容：有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

具体的には、対象労働者1人につき、**対象労働者の日額換算賃金額※×有給休暇の日数**で算出した合計額を支給します。

※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（8,330円（4月1日以降に取得した休暇は15,000円）を上限とする）

申請期間：令和2年12月28日までです。

- * ①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の**2種類の様式**があります。
- * 事業所単位ではなく**法人ごとの申請**となります。また、法人内の対象労働者について可能な限りまとめて申請をお願いします。

①支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。
申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。（印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい）

※ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

②お問い合わせについては、下記のフリーダイヤル（コールセンター）まで

（フリーダイヤル）**0120-60-3999** 受付時間：9：00～21：00 土日・祝日含む

③申請書の提出は、**学校等休業助成金・支援金受付センター**（厚生労働省の委託事業者）に郵送（配達記録が残るもの）してください。（本社などの所在地により以下の4つに分かれます）

・**関東地区**（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川）

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-8-17 新槇町ビル 9F

・**東北、関西、四国、中国地区**（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）

〒105-0014 東京都港区芝2-28-8 芝二丁目ビル 4階

・**北陸、中部、九州・沖縄地区**（新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

〒135-0042 東京都江東区木場2-7-23 第一びる 1F

・**北海道地区**

〒550-8798 大阪西郵便局私書箱62号

新型コロナ 休暇支援

検索



※詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。

また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話などで問い合わせることはありません。

※雇用調整助成金も申請される方は、最寄りの都道府県労働局などでも受け付けますのでご相談ください。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

「臨時休業等」とは

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。
- ・なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です

※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

「小学校等」とは

- ・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）
 - ★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。
- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

- (ア) 新型コロナウイルスに感染した子ども
- (イ) 新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども(発熱などの風邪症状、濃厚接触者)
- (ウ) 医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患などを有する子ども

※ 学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

③対象となる保護者

- ・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- ・各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含みます。

※ 業種・職種を問わず、事業主に雇用される労働者が対象となります。

④対象となる有給の休暇の範囲

日曜日、夏休みなどに取得した休暇の扱い

「①に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。

- ・学校：授業日 ※日曜日や夏休み（夏休み期間が再設定された場合は、再設定後のもの）などは対象外
- ・その他の施設（放課後児童クラブなど）：本来施設が利用可能な日

「②に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。

- ・授業日であるかにかかわらず、その子どもの世話をするために休暇を取得した日

半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

- ・対象となります。

なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

就業規則などにおける規定の有無

- ・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、就業規則などが整備されていない場合でも、要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。

年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

- ・対象になります。ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただく必要があります。

労働者に対して支払う賃金の額

- ・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払う必要があります。
- ・助成金の支給上限である8,330円（4月1日以降に取得した休暇は15,000円）を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。



新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)のご案内

小学校等の臨時休業等に伴い、**子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します！**

【支援の内容】

- 令和2年2月27日から3月31日までの間において、
就業できなかった日について、1日当たり4,100円(定額)
- 令和2年4月1日から9月30日までの間において、
就業できなかった日について、1日当たり7,500円(定額)

【申請期間】 令和2年12月28日までです。

【支援の対象となる方】 ※(1)～(4)のいずれにも該当する方が対象

(1) 保護者であること

- 親権者、未成年後見人、その他の者(里親、祖父母等)であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- 上記のほか、子どもの世話を一時的に補助する親族を含みます。

(2) ①又は②の子どもの世話を行うこと

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子ども

○ 「臨時休業等」とは

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、

- ・ 小学校等が臨時休業した場合
- ・ 自治体や放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合

をいいます。

なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。

※ただし、小学校等が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

○ 「小学校等」とは

- ・ 小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校(幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。)、特別支援学校(全ての部)
★ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校(高等学校までの課程に類する課程)等も含む。
- ・ 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

- ② 新型コロナウイルスに感染した子ども等、小学校等を休むことが適当と認められる子ども

ア 新型コロナウイルスに感染した子ども

イ 新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども

(発熱等の風邪症状のある者、濃厚接触者)

ウ 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

(3) 小学校等の臨時休業等の前に、以下の業務委託契約等を締結していること

○ 「業務委託契約等」とは

ここでの業務委託契約等は、発注者から、仕事の委託を受け、業務遂行等に対して報酬を支払われることを内容とする契約のことをいいます。

契約書や電子メールなど、何らかの書面等により、発注者からの指定の内容や報酬が確認できるものが申請には必要となります。

○ 契約を締結している本人が、個人で契約に基づく業務を行うこと

※ただし、労働者を使用する事業主、雇用保険被保険者、国家公務員又は地方公務員の場合は除きます。

○ 臨時休業等の開始日より前に、すでに業務委託契約等を締結していること

○ 契約において、業務従事や業務遂行の態様、業務の場所・日時等について、発注者から一定の指定を受けていること

例

- ・ 業務従事や業務遂行の態様（業務の内容 など）
- ・ 業務の場所（業務を行う場所や施設 など）
- ・ 業務の日時（業務を行う予定の日、開始日と終了日 など）

○ 業務遂行に要する日や時間等を前提とした報酬となっていること

- ・ 時間や日を基礎として計算されるもの
 - ・ 作業単位や作業個数の単価と実績を基に計算されるもの
- など、作業量や成果物により、報酬が支払われるものが該当します。

(4) 小学校等の臨時休業等の期間において、子どもの世話をを行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に業務を行うことができなくなったこと

○ 「業務委託契約等に基づき予定されていた日時」とは

あらかじめ業務委託契約等で示されていた業務を行う日時のことをいいます。
業務量、契約期間などから、業務を行う日が判別できるような場合も含まれます。

○ 業務を行うことができなかった日が、小学校等の臨時休業等の期間中であって、小学校等の開校日や、そもそも休校が予定されていた日（休校日、春休み、夏休み等）ではないこと

※ ただし、開校日であっても新型コロナウイルス感染症に関する対応として行われる授業時間短縮日等に子どもの世話をを行う場合は臨時休業の一環として支援対象になります。また、上記（2）②の子ども（感染者等）の世話をを行う場合は、臨時休業にかかわらず、小学校等の開校日、休校が予定されていた日でも、対象になります。

◎ 支給要件、申請等の手続のお問い合わせについては、

臨時休業 個人委託 検索

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

0120-60-3999（受付時間：9：00～21：00）※土日・祝日含む

◎ 申請書の提出は、学校等休業助成金・支援金受付センター（厚生労働省の委託事業者）に郵送（配達記録が残るもの）してください。

※ 提出先は、申請者の住所地（都道府県）により異なりますので、詳細は厚生労働省HPでご確認ください。

※ 申請書は、厚生労働省HPから印刷して使用して下さい。（印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい。）

〈支援金HP〉 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

※ 4月1日以降分の日額引上げ（4,100円→7,500円）前に既に申請された方には日額7,500円で計算した額を、日額4,100円で支払済の方には7,500円との差額を支払います。別途の申請は必要ありません。

※ 詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、申請者に個人情報や電話で問い合わせたり、支援金の相談について電話等で勧誘することはありません。

※ 持続化給付金、特別定額給付金との併給は可能です。

※ 収入の減少等により、当面の生活費が必要な方は、社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付制度」の特例もご活用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

事業主の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による 休暇取得支援助成金をご活用ください



助成金の対象

詳細は裏面をご参照ください

①～③の全ての条件を満たす事業主が対象です。

✓ 令和2年5月7日から同年9月30日までの間に

① **新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として**、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた**妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度**(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の**6割以上**が支払われるものに限る)を整備し、

② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて**労働者に周知**した事業主であって、

✓ 令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間に (※)

③ 当該**休暇を合計して5日以上取得**させた事業主

(※新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間)

助成内容

対象労働者1人当たり **有給休暇計5日以上20日未満：25万円** *1事業所当たり20人まで
以降20日ごとに15万円加算 (上限額：100万円)

申請期間

令和2年6月15日から令和3年2月28日まで

* 雇用保険被保険者の方用と、雇用保険被保険者以外の方用の**2種類**の様式があります。

* **事業所単位**ごとの申請です。

事業主の皆さまには、この助成金も活用しつつ、
妊娠中の女性労働者が休みやすい環境づくりに努め、積極的な配慮をお願いします。



支給要件の詳細や具体的な手続、支給申請書のダウンロードはこちらから

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html



都道府県労働局 雇用環境・均等部 (室) に

本助成金及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の相談・申請窓口を設置しています

受付時間8時30分～17時15分 (土・日・祝日・年末年始を除く)

相談・申請窓口URL：https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index_00004.html



都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-6893-1100	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7357	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-4630	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2728	兵庫	078-367-0700	福岡	092-411-4717
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-0221	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1701	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8294	長野	026-223-0551	島根	0852-20-7007	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-254-6320	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4403
千葉	043-306-1860	三重	059-261-2978	徳島	088-652-2718		



詐欺にご注意ください。国や都道府県労働局から、助成金の相談について電話等で勧誘することはありません。
また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話等で問い合わせることはありません。



▶対象となる労働者

- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、
医師または助産師の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者

<新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置とは>

妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業などにおける新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、医師や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主に、休業など必要な措置を講じることを義務付ける措置。適用期間は、令和2年5月7日から令和3年1月31日まで。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000628247.pdf>



▶対象となる有給の休暇制度

- 就業規則における規定の有無、既存の特別休暇の活用

休暇制度の就業規則への規定はこの助成金の要件ではありません。

既存の特別休暇の対象に含まれることを明示して、労働者に周知することでも対象となります。

*ただし、常時10人以上の労働者を使用している事業主が、新たな休暇制度を設けた場合は、労働基準法に基づき、遅滞なく就業規則を変更し、所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。

- 制度の周知方法

有給の休暇制度と新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容について、全ての労働者がその内容を知ることができるよう、適切な方法により周知を行うことが必要です。

(例) ・事業所の見やすい場所に制度の内容を掲示する ・制度の内容を記載した書面を労働者へ交付する
・電子メールを利用して労働者に制度の内容を送信する など

- 休暇制度の整備及び周知の時期

令和2年9月30日までに制度整備と周知が必要です。

また、**令和2年9月30日までに制度整備と周知を行えば、制度整備と周知が労働者の休暇取得後であっても対象**となります。

- 欠勤などを、事後的にこの助成金の対象となる有給休暇に変更した場合の扱い

対象となります。ただし、事後的にこの助成金の対象となる有給休暇に変更することについて労働者本人に説明し、同意を得ることが必要です。

▶支給額

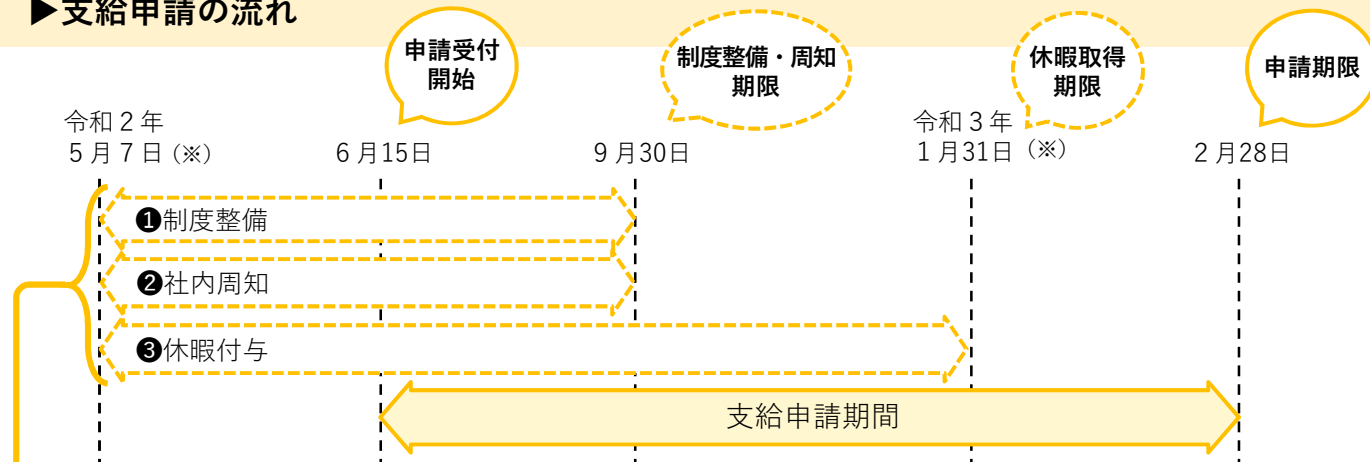
- 連続して休暇を取得していない場合の支給額

連続して休暇を取得していない場合も、令和2年5月7日から令和3年1月31日までの合計の休暇取得日数に応じて支給額が決定されます。

- 同一の労働者について複数回の申請をした場合

2回目以降の申請では、その申請時点での合計の休暇取得日数に応じて支給すべき金額と前回までの申請で支給された金額の差額があれば、差額を支給します。

▶支給申請の流れ



「①制度整備」「②社内周知」は、「③休暇付与」後であっても、対象となります。

※令和2年5月7日～令和3年1月31日：新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間

両立支援等助成金 介護離職防止支援コース 「新型コロナウイルス感染症対応特例」のご案内

新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度を設け、ご家族の介護を行う労働者が休みやすい環境を整備した中小企業事業主を支援します。

休暇の取得日数	助成額
合計5日以上 10日未満	20万円
合計10日以上	35万円

支給要件

* 1 中小事業主あたり **5人まで** 申請可能です

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる**介護のための有給の休暇制度**(※)を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を**社内に周知**すること。

※所定労働日の20日以上取得できる制度

※法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度であることが必要です。

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により対象家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が、①の休暇を**合計5日以上取得**(※)すること

※対象となる休暇の取得期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。

※過去に年次有給休暇や欠勤により休んだ日について、事後的に①の休暇を取得したこととして振り替えた場合も対象となります。(振り替える際には労働者本人に説明し、同意が得ることが必要です。)

対象となる労働者

- ① 介護が必要な家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスが、新型コロナウイルス感染症による休業等により利用できなくなった場合
- ② 家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスについて、新型コロナウイルス感染症への対応のため利用を控える場合
- ③ 家族を通常介護している者が、新型コロナウイルス感染症の影響により家族を介護することができなくなった場合

○申請期限○

・支給要件を満たした翌日から起算して**2か月以内** * 令和2年6月15日より受付開始

なお、令和2年6月15日より前に支給要件を満たしていた場合は、8月15日が申請期限となります。

○申請先○

・各都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

対象労働者について「介護支援プラン」を策定し支援した場合は、通常の介護離職防止支援コースも併給できます。

詳細は裏面を参照

◎ その他詳しい支給の要件や手続については、厚生労働省HPをご参照いただくか、申請する管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。

厚生労働省 介護 新型コロナ

検索

<両立支援等助成金 介護離職防止支援コース>

「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ中小企業事業主、または介護のための柔軟な就労形態の制度について、利用者が生じた中小企業事業主に支給します。コースの詳細は以下のとおりです。

介護離職防止支援コース		支給額
A 介護休業	休業取得時	28.5万円<36万円>
	職場復帰時	28.5万円<36万円>
B 介護両立支援制度		28.5万円<36万円>

※<>内は、生産性要件を満たした場合の支給額。

新型コロナウイルス感染症対応特例 において、対象労働者について

「介護支援プラン」★を策定し、支援した場合は、「A介護休業」の支給対象となります。

A 介護休業

<休業取得時>

- 介護支援プランを作成し、対象労働者がそのプランに基づく合計5日（所定労働日）以上の介護休業を取得すること。

※介護休業は法定の介護休業制度のみならず、企業が任意で設けている制度も対象となります。

<職場復帰時>

- 介護休業を取得した対象労働者を、面談結果を踏まえ原則として原職等に復帰させ、雇用保険被保険者として3か月以上継続雇用していること。

B 介護両立支援制度

- 介護支援プランを作成し、以下のいずれか1つ以上の介護両立支援制度を対象労働者がそのプランに基づき合計20日以上（＊1，2を除く）利用し、引き続き対象労働者を雇用保険被保険者として継続雇用していること。

＊1，2 利用期間が利用開始から6か月を経過する日の間に一定の要件をみたすことが必要

・所定外労働の制限制度	・介護のための在宅勤務制度
・時差出勤制度	・法を上回る介護休暇制度 ＊1
・深夜業の制限制度	・介護のためのフレックスタイム制度
・短時間勤務制度	・介護サービス費用補助制度 ＊2

★「介護支援プラン」について

厚生労働省 仕事と家庭の両立支援プランナー [検索](#)

労働者の介護休業の取得及び職場復帰を円滑にするため事業主が介護に直面した労働者との面談を実施し、面談結果を記録した上で介護の状況や今後の働き方についての希望等を確認のうえ、作成したプランです。

・プランの作成の際には、厚生労働省HPに掲載している「介護支援プラン策定マニュアル」を参考にしてください。

・プラン策定のノウハウを持つ「仕事と家庭の両立支援プランナー」が中小企業に訪問し、プラン策定支援を無料で行っています。

詳細はHPをご覧ください。



厚生労働省・都道府県労働局

雇用シェア（在籍型出向制度）を活用して、従業員の雇用を守る企業を無料で支援します

公益財団法人 産業雇用安定センター

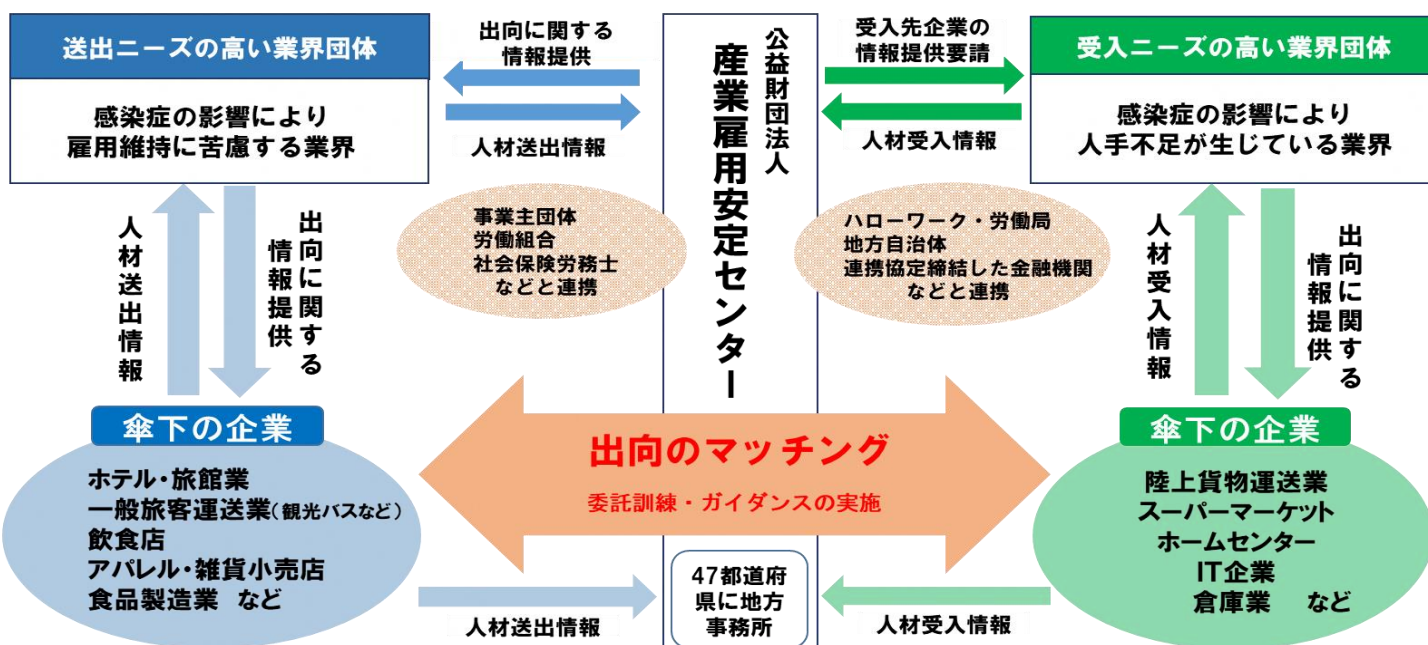
概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るために、人手不足等の企業との間で雇用シェア（在籍型出向）を活用しようとする場合に、双方の企業に対して出向のマッチングを無料で行います。（以下「雇用を守る出向支援プログラム2020」をご参照ください）

雇用を守る出向支援プログラム2020

～ 雇用シェア（在籍型出向制度）を活用して一時的に休業している労働者の雇用を守ります～

産業雇用安定センターは、新型コロナウイルス感染症の影響等により一時的に雇用過剰となった企業が雇用を守るために、人手不足の企業等との間で雇用シェア（在籍型出向制度）を活用した出向支援を無料で行います。



お問い合わせ先

(センターHP)

全国47都道府県の県庁所在地に当センターの事務所があり、無料にて企業からのご相談を承ります。



産業雇用安定センターとは

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体等が協力して設立された公益財団法人です。設立以来、21万件以上の出向・移籍の成立実績があります。



公益財団法人 産業雇用安定センター

業務部 業務管理課

☎ 03-5627-3600